

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アジアゲートホールディングスと称し、英文では Asia Gate Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することをもって目的とする。

- 1 不動産の売買、仲介、斡旋、交換、賃貸借、鑑定、管理、保有ならびに運用
- 2 土地の造成および販売
- 3 住宅、建物の販売、賃貸および管理
- 4 有価証券の保有、運用、管理および売買
- 5 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介およびコンサルタント業務
- 6 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルタント業務
- 7 債権の買取業
- 8 金銭の貸付け、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受けおよびその他金融業務ならびに会計、経理に関する事務の請負
- 9 各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦売買を含む）および管理
- 10 宅地造成並びに不動産分譲
- 11 レジャー施設（別荘、コンドミニアム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居、ゴルフ場、テニス場、スキー場、アスレチック、プール等のスポーツ施設、催事会場、多目的温泉保養施設等の保養施設）、エステティック等の美容施設および結婚式場等の冠婚葬祭施設の企画、建設、経営ならびにその施設の所有権、利用権およびクラブ会員権の売買ならびに仲介
- 12 コンピューター通信事業の運営、管理、推進
- 13 情報通信機器およびその附属品の開発、製造、輸出、販売および貸出
- 14 広告宣伝の企画、制作
- 15 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 16 生命保険の募集に関する業務
- 17 株式未公開企業への投資、融資、債務保証及び経営指導
- 18 投資顧問に関する業務
- 19 証券仲介業
- 20 会社が委託するリース契約・割賦販売契約・金銭消費貸借契約等およびこれ

- らに付帯する契約に係わる書類の点検保管管理業務
- 21 会社が委託するリース取引・割賦販売取引・金銭消費貸借取引等に係わる書類の作成及び点検業務、データの入力業務
 - 22 会社が委託する社会保険・生命保険及び損害保険の処理事務、福利厚生施設の維持管理その他福利厚生に関する業務、事務用品の購入に関する業務
 - 23 会社が委託するコンピューター、ソフトウェア、産業機械、輸送機械その他各種保有資産に係わる帳簿の作成、データ処理、保守、管理に関する業務
 - 24 集金の代行業務
 - 25 信用保証業務
 - 26 信用調査及び市場調査業務
 - 27 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気・ガス・水道料金、駐車場料金、物置賃料・使用料、修繕費等の代金支払保証業務
 - 28 古物売買業
 - 29 オール電化機器の販売・保守・工事の請負
 - 30 太陽光発電システムの販売・保守・工事の請負
 - 31 旅行業
 - 32 貿易業及び貿易に関するコンサルティング業
 - 33 観光客向商品の企画・製造・販売
 - 34 飲食店の運営
 - 35 人材派遣業
 - 36 人材紹介業
 - 37 国外事業者に対する本邦における事業等のコンサルティング業
 - 38 国内事業者に対するアジアにおける海外事業等のコンサルティング業
 - 39 再生可能エネルギー事業
 - 40 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理）
 - 41 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
 - 42 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理
 - 43 貸金業
 - 44 前各号に附帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機 関）

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会

3 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2 億 2,977 万 1,404 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および招集地)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 前項の規定にかかわらず、会社法第 309 条第 2 項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任・解任)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 当会社の取締役は(監査等委員である取締役を含む。)は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

③ 当会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議については、累積投票によらないものとする。

④ 第1項の解任の決議については、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集者)

第 29 条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領なきときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。